

青梅市市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 8 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市市税条例等の一部を改正する条例

(青梅市市税条例の一部改正)

第 1 条 青梅市市税条例（平成 1 0 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条第 3 項中「この節」の次に「（第 4 8 条第 1 0 項から第 1 2 項までを除く。）」を加える。

第 2 4 条第 1 項第 2 号中「1 2 5 万円」を「1 3 5 万円」に改め、同条第 2 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に 1 0 万円を加算した金額」を加える。

第 3 4 条の 2 中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が 2, 5 0 0 万円以下である」を加える。

第 3 4 条の 6 中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が 2, 5 0 0 万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第 1 号アおよび第 2 号ア中「においては」を「には」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし

書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者にかかるものを除く。）」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「（第10項および第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項および施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用にかかる電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品にかかる製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを会社または特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等または引渡しがされたものおよび輸入されたものに限る。以下この条および次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具にかかる製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条および第98条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を加え、「重量」の次に「または前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等にかかる加熱式たば

この品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合または第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこにかかる第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものにかかる部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項または第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額および法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロおよび第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこにかかる同号アまたはイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等にかかる加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号アまたはイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額または紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

第95条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条中「第92条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等」を「売渡し等」に改める。

付則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

付則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附

則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

付則第10条の2第14項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第19項とし、同項の前に次の1項を加える。

18 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、零）とする。

付則第10条の2中第13項を第17項とし、第10項から第12項までを4項ずつ繰り下げ、同条第9項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第8項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第7項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同項の前に次の4項を加える。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

付則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4または第37条の9の5」を「第37条の8または

第37条の9」に改める。

付則第30条第5項第1号中「名称および個人番号または法人番号」を「名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」に改め、同条第17項中「もしくは第45項」を「、第45項もしくは第48項」に改める。

第2条 青梅市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

付則第10条の2第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

付則第30条第17項中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

第3条 青梅市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 青梅市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」および「法第467条」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 青梅市市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「および次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「または第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(青梅市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 青梅市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第25号）の一部を次のように改正する。

付則第4条第2項中「新条例」を「青梅市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「青梅市市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中青梅市市税条例付則第10条の2の改正規定（第11号に掲げる改正規定を除く。）および同条例付則第30条第5項第1号の改正規定ならびに付則第3条および第12条の規定 公布の日
- (2) 第1条中青梅市市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を

加える改正規定ならびに同条例第94条から第96条までおよび第98条の改正規定ならびに第6条ならびに付則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日

(3) 第1条中青梅市市税条例第24条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）および同条例第36条の2第1項の改正規定ならびに同条例付則第17条の2第3項の改正規定ならびに次条第1項の規定 平成31年1月1日

(4) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）および付則第4条の規定 平成31年4月1日

(5) 第2条中青梅市市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日

(6) 第1条中青梅市市税条例第23条第1項および第3項ならびに第48条第1項の改正規定ならびに同条に3項を加える改正規定ならびに次条第3項の規定 平成32年4月1日

(7) 第3条ならびに付則第8条および第9条の規定 平成32年10月1日

(8) 第1条中青梅市市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第3号に掲げる改正規定を除く。）ならびに同条例第34条の2および第34条の6の改正規定ならびに同条例付則第5条の改正規定ならびに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(9) 第4条ならびに付則第10条および第11条の規定 平成33年10月1日

(10) 第5条の規定 平成34年10月1日

(11) 第1条中青梅市市税条例付則第10条の2第14項を同条第19項とし、同項の前に1項を加える改正規定（同条第18項にかかる部分に限る。） 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(12) 第1条中青梅市市税条例付則第30条第17項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の青梅市市税条例の規定中

個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第8号に掲げる規定による改正後の青梅市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の青梅市市税条例（次条第1項および付則第12条において「新条例」という。）第23条第1項および第3項ならびに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第6号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設または設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等

(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)にかかる契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税にかかる市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等(同法第469条第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。付則第9条第1項および第11条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(青梅市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第25号)付則第4条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項および第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の青梅市市税条例(第4項および第5項において「30年新条例」という。)第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。付則第9条第1項および第11条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売

り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告にかかる税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項もしくは第2項、	青梅市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条および第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）付則第6条第3項、
第19条第2号	第98条第1項もしくは第2項	平成30年改正条例付則第6条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例付則第6条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項または第2項	平成30年改正条例付則第6条第3項

第100条の2 第1項	第98条第1項または 第2項	平成30年改正条例付則 第6条第2項
	当該各項	同項
第101条第2 項	第98条第1項または 第2項	平成30年改正条例付則 第6条第3項

- 5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5または第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由およびその他参考となるべき事項」欄に、当該控除または還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、または課されるべきであった旨を証するに足りる書類にもとづいて、当該返還にかかる製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税にかかる市たばこ税に関する経過措置)

- 第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第8条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税にかかる市たばこ税)

- 第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該

製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。付則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告にかかる税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の青梅市市税条例（以下この項および次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項もしくは第2項、	青梅市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条および第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）付則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項もしくは第2項	平成30年改正条例付則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例付則第9条第3項の納期限

第98条第4項	施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項または第2項	平成30年改正条例付則第9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項または第2項	平成30年改正条例付則第9条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項または第2項	平成30年改正条例付則第9条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5または第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由およびその他参考となるべき事項」欄に、当該控除または還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、または課されるべきであった旨を証するに足りる書類にもとづいて、当該返還にかかる製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第10条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第9号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税にかかる市たばこ税）

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域

内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正规則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告にかかる税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の青梅市市税条例（以下この項および次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項もしくは第2項、	青梅市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条および第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）付則第11条第3項、
第19条第2号	第98条第1項もしくは第2項	平成30年改正条例付則第11条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例付則第11条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式

第98条第5項	第1項または第2項	平成30年改正条例付則第11条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項または第2項	平成30年改正条例付則第11条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項または第2項	平成30年改正条例付則第11条第3項

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5または第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由およびその他参考となるべき事項」欄に、当該控除または還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、または課されるべきであった旨を証するに足りる書類にもとづいて、当該返還にかかる製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(都市計画税に関する経過措置)

- 第12条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

青梅市市税条例等の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）の施行に伴い、個人市民税の基礎控除等の見直し、法人市民税にかかる電子申告の義務化、償却資産にかかる固定資産税の課税標準の特例率の見直し等、加熱式たばこにかかる市たばこ税の課税方式の見直しおよび市たばこ税の税率の引上げを行うほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 非課税措置に関する見直し

(7) 非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦および寡夫の前年の合計所得金額を現行の「125万円以下」から「135万円以下」に引き上げる。（第24条関係）

(4) 均等割および所得割の非課税限度額を次のように引き上げる。（第24条、付則第5条関係）

現 行
均等割：所得金額 ≤ 35万円 × 世帯人員数 + 21万円
所得割：所得金額 ≤ 35万円 × 世帯人員数 + 32万円
改正後
均等割：所得金額 ≤ 35万円 × 世帯人員数 + 21万円 <u>+10万円</u>
所得割：所得金額 ≤ 35万円 × 世帯人員数 + 32万円 <u>+10万円</u>

イ 基礎控除および調整控除の見直し

前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除および調整控除の適用はできないこととする。（第34条の2、第34条の6関係）

ウ 年金所得者にかかる配偶者特別控除の申告要件の見直し

公的年金等にかかる所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者にかかる配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。（第36条の2関係）

(2) 法人市民税関係

資本金の額または出資金の額が1億円超の内国法人等に対し、納税申告書の地方税関係手続用電子情報処理組織（e L T A X）を使用し行う方法による提出を義務付ける。（第48条関係）

(3) 固定資産税関係

ア 水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場または事業場の汚水または廃液の処理施設に対して課する固定資産税の課税標準の特例率を2分の1（現行は3分の1）に改める。（付則第10条の2関係）

イ 再生可能エネルギー発電設備にかかる固定資産税の課税標準の特例措置が細分化されたことに伴い、特例率を次のように改める。（付則第10条の2関係）

No.	設 備	特例率		
		改正後	現 行	
1	太陽光発電設備	1,000 k w 未満	2/3	2/3
2		1,000 k w 以上	<u>3/4</u>	
3	風力発電設備	20 k w 未満	<u>3/4</u>	2/3
4		20 k w 以上	2/3	
5	水力発電設備	5,000 k w 未満	1/2	1/2
6		5,000 k w 以上	<u>2/3</u>	
7	地熱発電設備	1,000 k w 未満	<u>2/3</u>	1/2
8		1,000 k w 以上	1/2	
9	バイオマス発電設備	10,000 k w 未満	1/2	1/2
10		10,000 k w 以上 20,000 k w 未満	<u>2/3</u>	

備考 地方税法で定める参酌基準

No. 1・4・6・7・10：3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下

No. 2・3：4分の3を参酌して12分の7以上12分の11以下

No. 5・8・9：2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下

ウ 生産性向上特別措置法の規定により市が作成した計画にもとづい

て行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準の特例率（平成33年3月31日までの間において取得される一定の機械・装置等について最初の3年間適用する時限的な特例措置）を零（地方税法の規定により零以上2分の1以下の範囲内で条例で定める割合（現行は規定なし））とする。（付則第10条の2関係）

(4) 市たばこ税関係

ア 加熱式たばこの課税方式の見直し

(ア) 製造たばこの区分として「加熱式たばこ」の区分を設ける。（第92条関係）

(イ) 加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物が充填されたもの（一定の者により売渡しがされたもの等に限る。）を製造たばことみなして青梅市市税条例の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことする。（第93条の2関係）

(ウ) 加熱式たばこにかかる紙巻たばこの本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこに換算する方式とする。（平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行）（第94条関係等）

イ 市たばこ税の税率の引上げ

(ア) 市たばこ税の税率（1,000本当たり）を平成30年10月1日から3段階で次のように引き上げる。（第95条関係等）

現行	改正案		
	H30.10.1	H32.10.1	H33.10.1
5,262円	5,692円	6,122円	6,552円

(イ) 平成27年度の条例改正において講じた旧3級品の紙巻たばこにかかる税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用する。（平成27年改正条例付則第4条関係）

(5) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

- ア 2(3)アおよびイの改正 公布の日
- イ 2(4)アの改正 平成30年10月1日、平成31年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日、平成34年10月1日
- ウ 2(4)イの改正 平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日
- エ 2(1)ウの改正および2(5)の改正の一部 平成31年1月1日
- オ 2(5)の改正の一部 平成31年4月1日
- カ 2(2)の改正 平成32年4月1日
- キ 2(1)アおよびイの改正 平成33年1月1日
- ク 2(3)ウの改正 生産性向上特別措置法の施行の日または改正条例の公布の日のいずれか遅い日
- ケ 2(5)の改正の一部 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日または改正条例の公布の日のいずれか遅い日

(2) 経過措置

改正後の条例の規定について、各税目に関して適用年度等に関する経過措置を規定する。

青梅市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

○第1条による改正（青梅市市税条例（平成10年条例第34号））

改正後	現行	備考
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額および所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額および法人税割額の合算額により、第2号および第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団または財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）または法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦または寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額および所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額および法人税割額の合算額によって、第2号および第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団または財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）または法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦または寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の控除対象配偶者および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに</p>	

掲げる者に該当する場合には、同条第1項および第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額または扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項および第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から控除する。

（調整控除）

第34条の6 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

（1）当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には____、当該納税義務者にかかる同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

（2）当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には____、当該納税義務者にかかる同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

（市民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中におい

掲げる者に該当する場合には、同条第1項および第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額または扶養控除額を、____所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項および第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から控除する。

（調整控除）

第34条の6 所得割の納税義務者

____については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

（1）当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には____、当該納税義務者にかかる同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

（2）当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には____、当該納税義務者にかかる同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

（市民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定によって給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中におい

て給与所得以外の所得または公的年金等にかかる所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等にかかる所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者にかかるものを除く。）もしくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄付金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人および同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）にかかる部分を除く。）および第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄付金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）および前年中において所得を有しなかったものについては、この限りでない。

2～9 略

（法人の市民税の申告納付）

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項および第23項の規定による申告書（第10項および第11項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項および第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、およびその申告にかかる税金または同条第1項後段および第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書にかかる税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 略

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項および施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12

て給与所得以外の所得または公的年金等にかかる所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等にかかる所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額

_____)もしくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄付金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人および同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）にかかる部分を除く。）および第2項の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄付金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）および前年中において所得を有しなかったものについては、この限りでない。

2～9 略

（法人の市民税の申告納付）

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項および第23項の規定による申告書_____)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項および第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、およびその申告にかかる税金または同条第1項後段および第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書にかかる税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 略

項において「機構」という。)を經由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用にかかる電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第4節 市たばこ税

(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品にかかる製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

(市たばこ税の納税義務者等)

第92条の2 略

(卸売販売業者等の売渡しまたは消費等とみなす場合)

第93条 略

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその

第4節 市たばこ税

(市たばこ税の納税義務者等)

第92条 略

(卸売販売業者等の売渡しまたは消費等とみなす場合)

第93条 略

他の物品またはこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを会社または特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等または引渡しがされたものおよび輸入されたものに限る。以下この条および次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具にかかる製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等(以下この条および第98条において「売渡し等」という。)にかかる製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこ____の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこ____の1本に換算するものとする。

区分	重量
(1) 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1グラム
イ パイプたばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
略	

3 加熱式たばこにかかる第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条第1項____の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等____にかかる製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ____の本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区分	重量
(1) 喫煙用の製造たばこ	
ア パイプたばこ	1グラム
イ 葉巻たばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
略	

で定めるものにかかる部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項または第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額および法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロおよび第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合または第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等 _____ にかかる製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこ _____ の本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等にかかる加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量または前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム

3 前項 _____ の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を _____ 本数に換算する場合の

_____ 計算は、第92条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等にかかる製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる _____ 製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

4 前項 _____ の計算に関し、 _____ 製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量 _____ に0.1グラム

- 未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこにかかる同号アまたはイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等にかかる加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号アまたはイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額または紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 略

2 略

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者もしくは消費者等に売渡しをし、または消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第92条の2の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手續)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等

にかかる製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)および当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこにかかるたばこ

未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 略

2 略

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者もしくは消費者等に売渡しをし、または消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第92条の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手續)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第92条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等にかかる製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数

(以下この節において「課税標準数量」という。)および当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこにかかるたばこ

税額ならびに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、およびその申告にかかる税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類および次条第1項の返還にかかる製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 略

付 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税にかかる所得割を除く。)を課さない。

2および3 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2 略

3 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

4および5 略

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する

税額ならびに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、およびその申告にかかる税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類および次条第1項の返還にかかる製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 略

付 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税にかかる所得割を除く。)を課さない。

2および3 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 略

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

5および6 略

条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14～17 略

18 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、零）とする。

19 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる市民税の課税の特例）

第17条の2 略

2 略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8または第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（都市計画税の特例）

第30条 略

2～4 略

7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10～13 略

14 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる市民税の課税の特例）

第17条の2 略

2 略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4または第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（都市計画税の特例）

第30条 略

2～4 略

<p>5 略</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>6～16 略</p> <p>17 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、<u>第45項</u>もしくは<u>第48項</u>、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第172条第2項中「または第34項」とあるのは「もしくは第34項または法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>18 略</p>	<p>5 略</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ (個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>6～16 略</p> <p>17 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項もしくは<u>第45項</u>、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第172条第2項中「または第34項」とあるのは「もしくは第34項または法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>18 略</p>	
---	--	--

○第2条による改正（青梅市市税条例）

改正後	現行	備考
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこにかかる第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4～10 略</p> <p>付 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこにかかる第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4～10 略</p> <p>付 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	

<p>第10条の2 略 2～15 略</p> <p>16 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>19 略</p> <p>(都市計画税の特例)</p> <p>第30条 略 2～16 略</p> <p>17 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第43項、第44項</u>もしくは<u>第47項</u>、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第172条第2項中「または第34項」とあるのは「もしくは第34項または法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>18 略</p>	<p>第10条の2 略 2～15 略</p> <p>16 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>17 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>19 略</p> <p>(都市計画税の特例)</p> <p>第30条 略 2～16 略</p> <p>17 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第44項、第45項</u>もしくは<u>第48項</u>、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第172条第2項中「または第34項」とあるのは「もしくは第34項または法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>18 略</p>	
---	---	--

○第3条による改正（青梅市市税条例）

改正後	現行	備考
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略 2 略</p> <p>3 加熱式たばこにかかる第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)および(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保にかか</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略 2 略</p> <p>3 加熱式たばこにかかる第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)および(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保にかか</p>	

<p>る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 アおよびイ 略</p> <p>4～10 略</p> <p>(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>

<p>る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 アおよびイ 略</p> <p>4～10 略</p> <p>(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p>

○第4条による改正（青梅市市税条例）

改正後	現行	備考
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこにかかる第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)および(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額 (<u>たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する</u> <u>たばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保にかかる特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）</u>をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア 略</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこにかかる第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)および(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額 (<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保にかかる特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）</u>をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア 略</p>	

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法 _____第10条第3項第2号ロおよび_____第4項の規定の例により算定した金額
4～10 略
(たばこ税の税率)
第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,552円</u> とする。

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号) 第10条第3項第2号ロおよび <u>法第467条</u> 第4項の規定の例により算定した金額
4～10 略
(たばこ税の税率)
第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,122円</u> とする。

○第5条による改正（青梅市市税条例）

改正後	現行	備考
(製造たばことみなす場合) 第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを会社または特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等または引渡しが行われたものおよび輸入されたものに限る。以下この条_____において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具にかかる製造たばこの区分は、加熱式たばことする。	(製造たばことみなす場合) 第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを会社または特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等または引渡しが行われたものおよび輸入されたものに限る。以下この条 <u>および次条第3項第1号</u> において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具にかかる製造たばこの区分は、加熱式たばことする。	
(たばこ税の課税標準)	(たばこ税の課税標準)	
第94条 略	第94条 略	
2 略	2 略	
3 加熱式たばこにかかる第1項の製造たばこの本数は、 <u>次_____に掲げる方法により換算した_____</u>	3 加熱式たばこにかかる第1項の製造たばこの本数は、 <u>第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によ</u>	
_____紙巻たばこの本数の合計数によ	_____紙巻たばこの本数の合計数によ	

<p>るものとする。</p> <p>(1)および(2) 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合</p>	<p>るものとする。</p> <p>(1) <u>加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)</u>の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2)および(3) 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合または第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等にかかる製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>
<p>における計算は、売渡し等にかかる製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等にかかる加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>	<p>における計算は、売渡し等にかかる製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等にかかる加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>
<p>6 略</p> <p>7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこにかかる同号アまたはイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等にかかる加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号アまたはイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>	<p>6 略</p> <p>7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこにかかる同号アまたはイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等にかかる加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号アまたはイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>
<p>(1)および(2) 略</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額または紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>(1)および(2) 略</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額または紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p>
<p>9 略</p>	<p>10 略</p>

○第6条による改正（青梅市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第25号））

改正後	現行	備考
<p>付 則 （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品にかかる市たばこ税の税率は、<u>青梅市市税条例</u>第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>（1）平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円</p> <p>（2）平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円</p> <p>（3）平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日まで</u> 1,000本につき4,000円</p> <p>3 略</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等（同法第469条第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>青梅市市税条例</u>第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p>	<p>付 則 （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品にかかる市たばこ税の税率は、<u>新条例</u>第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>（1）平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円</p> <p>（2）平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円</p> <p>（3）平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日まで</u> 1,000本につき4,000円</p> <p>3 略</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等（同法第469条第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新条例</u>第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p>	

5～12 略

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡または同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項、
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>
略		

5～12 略

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡または同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項、
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年4月30日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成31年9月30日</u>
略		

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中青梅市市税条例付則第10条の2の改正規定（第11号に掲げ

- る改正規定を除く。）および同条例付則第30条第5項第1号の改正規定ならびに付則第3条および第12条の規定 公布の日
- (2) 第1条中青梅市市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定ならびに同条例第94条から第96条までおよび第98条の改正規定ならびに第6条ならびに付則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (3) 第1条中青梅市市税条例第24条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）および同条例第36条の2第1項の改正規定ならびに同条例付則第17条の2第3項の改正規定ならびに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (4) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）および付則第4条の規定 平成31年4月1日
- (5) 第2条中青梅市市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (6) 第1条中青梅市市税条例第23条第1項および第3項ならびに第48条第1項の改正規定ならびに同条に3項を加える改正規定ならびに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (7) 第3条ならびに付則第8条および第9条の規定 平成32年10月1日
- (8) 第1条中青梅市市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第3号に掲げる改正規定を除く。）ならびに同条例第34条の2および第34条の6の改正規定ならびに同条例付則第5条の改正規定ならびに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (9) 第4条ならびに付則第10条および第11条の規定 平成33年10月1日
- (10) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (11) 第1条中青梅市市税条例付則第10条の2第14項を同条第19項とし、同項の前に1項を加える改正規定（同条第18項にかかる部分に限る。）生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (12) 第1条中青梅市市税条例付則第30条第17項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- （市民税に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の青梅市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第8号に掲げる規定による改正後の青梅市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の青梅市市税条例(次条第1項および付則第12条において「新条例」という。)第23条第1項および第3項ならびに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第6号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設または設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以

下この条において「リース取引」という。)にかかる契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税にかかる市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等(同法第469条第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。付則第9条第1項および第11条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(青梅市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第25号)付則第4条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項および第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の青梅市市税条例(第4項および第5項において「30年新条例」という。)第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。付則第9条第1項および第11条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営

業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告にかかる税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項もしくは第2項、	青梅市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条および第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）付則第6条第3項、
第19条第2号	第98条第1項もしくは第2項	平成30年改正条例付則第6条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例付則第6条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項または第2項	平成30年改正条例付則第6条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項または第2項	平成30年改正条例付則第6条第2項
	当該各項	同項

第101条第2項	第98条第1項または第2項	平成30年改正条例付則第6条第3項
----------	---------------	-------------------

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5または第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由およびその他参考となるべき事項」欄に、当該控除または還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、または課されるべきであった旨を証するに足りる書類にもとづいて、当該返還にかかる製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税にかかる市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税にかかる市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）

を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。付則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告にかかる税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の青梅市市税条例（以下この項および次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項もしくは第2項、	青梅市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条および第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）付則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項もしくは第2項	平成30年改正条例付則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例付則第9条第3項の納期限

第98条第4項	施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項または第2項	平成30年改正条例付則第9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項または第2項	平成30年改正条例付則第9条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項または第2項	平成30年改正条例付則第9条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5または第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由およびその他参考となるべき事項」欄に、当該控除または還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、または課されるべきであった旨を証するに足りる書類にもとづいて、当該返還にかかる製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第10条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第9号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税にかかる市たばこ税）

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課され

ることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告にかかる税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の青梅市市税条例（以下この項および次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項もしくは第2項、	青梅市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条および第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）付則第11条第3項、
第19条第2号	第98条第1項もしくは第2項	平成30年改正条例付則第11条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例付則第11条第3項の納期限

第98条第4項	施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項または第2項	平成30年改正条例付則第11条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項または第2項	平成30年改正条例付則第11条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条1項または第2項	平成30年改正条例付則第11条第3項

5. 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5または第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由およびその他参考となるべき事項」欄に、当該控除または還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、または課されるべきであった旨を証するに足りる書類にもとづいて、当該返還にかかる製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（都市計画税に関する経過措置）

第12条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。